

松本市上下水道局指定給水装置工事事業者  
松本市下水道排水設備指定工事店

令和8年度 研修会  
「料金担当からの連絡事項」

- |   |                        |          |
|---|------------------------|----------|
| 1 | 本年度の注意事項               | P. 1     |
| 2 | 下水道使用水量に変更が伴う場合の申請について | P. 2~5   |
| 3 | 漏水減免申請書の提出について         | P. 6~7   |
| 4 | 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収の申請について | P. 8~17  |
| 5 | 共同住宅の各戸メーター取替について      | P. 18~19 |
| 6 | 井戸水から水道水への切替工事の申請について  | P. 20    |



## 1 本年度の注意事項

(1) 『下水道使用開始申請書』、『下のみ閉栓（上・下水道）諸申請書（届）乙』、『使用者変更（上・下水道）諸申請書（届）甲』の事前提出について各種申請書は、事後申請ではなく使用前に提出してください。

(2) 廃栓に係る水道メーターの返却について

廃栓に係る申請時には、必ず水道メーターを返却してください。

(3) 各種申請書等の書式改正（令和6年4月1日から）

書式を改正しましたので、改正後の書式を使用してください。

ア 『下水道使用料更正申請書』

イ 『下水道使用料更正量水器取替届』

ウ 『共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収申請書』及び『承諾書』

エ 『共同住宅等の使用者名簿』

オ 『管理責任者選任・変更届』

カ 『施錠装置付共同住宅等に係る施錠装置の解除方法(解除方法の変更)届』

キ 『各戸メーター取替報告書』

(4) 各種申請書等の電子申請化

電子申請ができるようになりましたので、ご利用ください。

ア 『下水道使用料更正申請書』

<https://logoform.jp/form/N7tm/492899>

イ 『下水道使用料更正量水器取替届』

<https://logoform.jp/form/N7tm/493805>

ウ 『下水道使用水量更正報告書』

<https://logoform.jp/form/N7tm/493964>

エ 『共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収申請書』

<https://logoform.jp/form/N7tm/193925>

オ 『各戸メーター取替報告書』

<https://logoform.jp/form/N7tm/206654>

カ 『管理責任者選任・変更届』

<https://logoform.jp/form/N7tm/206746>

キ 『施錠装置付共同住宅等に係る施錠装置の解除方法(解除方法の変更)届』

<https://logoform.jp/form/N7tm/206760>

(5) 井戸水から水道水への切替工事の申請について

使用水源が井戸水のみから水道水のみへの切替工事を行う場合には、下水道使用料の算出方法が変わる場合があるため、給水装置等工事承認申請書添付書類の「工事内容説明及び確約書」表内「上記以外の説明事項欄」に「井水のみから上水道のみへの切替」と明記してください。



## 2 下水道使用水量に変更が伴う場合の申請について

### (1) 『下水道使用料更正申請書』の提出 (P.3 参照)

- ア 使用水量が「上水道＝下水道」とならない場合に提出が必要です。
- イ 計画段階で料金担当にご相談いただき、メーター設置前に提出してください。

### (2) メーターの設置・取替

#### ア 費用負担

|     |                        | メーター購入費用 | 工事費  | 検定満了時 |
|-----|------------------------|----------|------|-------|
| 減額分 | 散水・池への給水等で下水道に流入しない    |          | 施主負担 | 施主負担  |
| 増額分 | 井戸水・温泉水簡易水道などを下水道に流入する | 家事用      | 局が貸与 | 局が取替  |
|     |                        | 家事用以外    | 施主負担 | 局が取替  |

イ 取替を行った場合は、速やかに『下水道使用料更正量水器取替届』を提出してください。(P.4 参照)

ウ 「施主負担」で設置したメーターは西暦下2ケタ-水道番号でメーター番号を付番し、メーターに刻印又はテプラ、マジック等で明示してください。

エ 蓋の色は緑色(A45-40P)としてください。

オ 各地区別のメーター型式(形状)にて設置をお願いします。

(ア) 松本地区 ⇒ 舶来ネジ(金門ネジ)

(イ) その他の地区 ⇒ 上水ネジ(JISネジ)

### (3) 『(上・下水道)諸申請書(届)乙』の提出 (P.5 参照)

ア 現状が上下水道使用で、水道のみを使用する場合

例：建替え・解体した更地の転用・散水栓等にした場合

イ 申請書の申請者欄は、所有者です。

ウ 排水設備のある(未撤去)水栓でのリフォーム使用等は、該当になりません。

(宛先) 松本市長

|                 |
|-----------------|
| 申請者             |
| 〒 390-0852      |
| 住所 松本市島立1490番地2 |
| 氏名 水道 太郎        |

## 下水道使用料更正申請書

|                              |                      |         |                 |         |
|------------------------------|----------------------|---------|-----------------|---------|
| 理 由                          | 井戸水のトイレ使用に伴う下水道流入のため |         |                 |         |
| 排 水 設 備<br>設 置 場 所           | 松本市島立1490番地2         |         |                 |         |
| 使 用 水 量 の<br>水 道 番 号         | 01234567             |         |                 |         |
| 下 水 道 使 用 者<br>( 水 道 使 用 者 ) | 水道 太郎                |         |                 |         |
| 更 正 水 量<br>( 見 込 み )         |                      |         |                 |         |
| 量水器<br>(自費・局貸与)              | 口 径                  | 13mm    | 取 付 日           | RO.〇.〇〇 |
|                              | メーター番号               | 23-02   | 種 別             | 直読・隔測   |
|                              | メーカ                  | 〇〇計器    | ネジの種類           | 金門・上水   |
|                              | どちらかに〇してください         | 取 付 指 針 | 0m <sup>3</sup> | 検 満 年 月 |
| 施 工 業 者                      | 〇〇工業株式会社             |         |                 |         |
| 備 考                          |                      |         |                 |         |

## 更正条件

- 1 定例日に更正水量を量水器により、検針員による検針若しくは報告が可能であること。
- 2 量水器は計量法に基づく検定済のものとし、検定期間(8年間)満了前に取替えること。また、冬期に備え凍結防止措置を行うこと。
- 3 量水器取替後はすみやかに、量水器取替届を提出すること。
- 4 その他松本市上下水道局の指示に従うこと。

## 添付書類

- 1 給排水図(更正用計測器設置個所)
- 2 更正水量の算定基礎資料

## 下水道使用料更正量水器取替届

(宛先) 松本市長

申請者

〒 390 - 0852

住所 松本市島立1490-2

ふりがな すいどう たろう  
氏名 水道 太郎

電話番号 0263-48-6850

|           |             |       |                   |
|-----------|-------------|-------|-------------------|
| 取替年月日     | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |       |                   |
| 取替業者      | 〇〇工業株式会社    |       |                   |
| 水道番号      | 01234567    |       |                   |
| メーター所在地   | 松本市島立1490-2 |       |                   |
| 引上げメーター番号 | 14-01234567 | 引上げ指針 | 123m <sup>3</sup> |
| 取付メーター番号  | 22-01234567 |       |                   |
| 取付メーカー    | 〇〇計器        | ネジ種類  | 金門・上水             |
| 口径        | φ13         | 取付指針  | 0m <sup>3</sup>   |
| 種別        | 直読・隔測       | 検満年月  | R〇〇・〇〇            |

添付書類

- (1) 引上げ量水器の指針の写真
- (2) 取替量水器の検定満了有効期限の写真

# (上・下水道) 諸申請書 (届) 乙

様式第7号 (第17条・第19条関係)

## 松本市長 様 (上・下水道) 諸申請書(届)乙

|   |           |           |    |       |         |             |      |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
|---|-----------|-----------|----|-------|---------|-------------|------|----|---|--------|------|--------|---|---|----|----|---|-------|--|--|--|--|--|--|--|------|------|-------|--|--|--|--|--|
| 申請者<br>氏名   | 住所        | 松本市       | 丁目 | 番     | 号       | 使用中止<br>予定日 | 年    | 月  | 日 |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
|   | 転居<br>先   | 連絡先 ☎ ( ) |    |       |         |             |      |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
| 水<br>所<br>在<br>地  | 住所        |           |    |       |         |             |      |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
|   | 氏名        |           |    |       |         |             |      |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
| 装<br>置<br>所<br>有<br>者   | 種類        |           |    |       |         |             |      |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
|   | 用途        |           |    |       |         |             |      |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
| 配<br>水<br>区<br>別  | 関連        |           |    |       |         |             |      |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
|   | 徴収区分      | 金融機関      | 種別 | 口座番号  | 年月分料金精算 | 精算指針        | 前指針  | 単位 | ㎡ |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
| 未納年月  | 水道料金(円)   | 下水道使用料(円) | 督促 | 未納合計額 | 年月日     | 使用水量        | 検計月日 | 認定 | ㎡ |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
| <table border="1"> <tr> <td>1 事後精算</td> <td>口座直納</td> <td>2 現地精算</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>AM</td> <td>PM</td> <td>時</td> </tr> <tr> <td colspan="8">☎ ( )</td> </tr> <tr> <td>1 窓口</td> <td>2 電話</td> <td>3 FAX</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> |           |           |    |       |         |             |      |    |   | 1 事後精算 | 口座直納 | 2 現地精算 | 月 | 日 | AM | PM | 時 | ☎ ( ) |  |  |  |  |  |  |  | 1 窓口 | 2 電話 | 3 FAX |  |  |  |  |  |
| 1 事後精算  | 口座直納      | 2 現地精算    | 月  | 日     | AM      | PM          | 時    |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
| ☎ ( )   |           |           |    |       |         |             |      |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
| 1 窓口  | 2 電話      | 3 FAX     |    |       |         |             |      |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
| メ<br>タ<br>ク<br>位置   | 住宅地図 P -  |           |    |       |         |             |      |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |
|   | 2.6 3.000 |           |    |       |         |             |      |    |   |        |      |        |   |   |    |    |   |       |  |  |  |  |  |  |  |      |      |       |  |  |  |  |  |

**水道を使用されるときは  
届け出をしてください**

|           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 水道番号      | 閉栓日                                 |
|           | 年 月 日                               |
| 水 栓 所 在 地 |                                     |
|           |                                     |
| 申込方法      | 上記の水道番号および住所、氏名を<br>上下水道局までご連絡ください。 |

水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

T390-0852  
松本市大字島立1490番地2  
松本市上下水道局  
水道料金センター ☎ 48-6810(直通)

### 3 『漏水減免申請書』の提出について

#### (1) 『漏水減免申請書』

提出時には、以下の写真を必ず添付してください。

- ア 施工前
- イ 漏水箇所
- ウ 施工後
- エ 水道メーター（修理完了時の指針とメーター番号を含む）

(2) 減免申請書は、漏水修理完了後、2週間以内に提出してください。

#### (3) 漏水等による減量認定について

##### ア 減量認定を受けることができるもの

「使用者が発見することが困難な漏水等」とは、次のとおりです。

##### (ア) 地下、床下、壁面内の漏水

(イ) 受水槽又は高架水槽のボールタップ若しくはクーリングタワーの故障

##### イ 減量認定を受けることができないもの

(ア) 給水栓の不良又は操作不良若しくは給水装置の操作不良を原因とする場合

(イ) 給水装置等に不正工事又は無届工事をした場合

(ウ) 給水装置の新設又は改良後1年を経過していない場合

(エ) 給水装置以外の故障を原因とする場合

(オ) 市長が水道使用者等の管理責任によるものと認める場合

##### ウ その他

(ア) (3)のイに該当する場合でも、漏水が下水道管に排水されなかったことが明らか  
なときは、排水量の認定を行うことができます。

(イ) その他状況等を考慮し、減量認定をする場合があります。

#### (4) 『漏水減免申請書』(P.7)

# 漏水減免申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松本市長 様

申請者 〒390-0852  
 住 所 松本市島立1490番地2  
 氏 名 水道 太郎  
 電話番号 0263-48-6850

下記の水道使用量・排水量の減量認定を受けたいので申請します。

|               |                  |  |                    |
|---------------|------------------|--|--------------------|
| 水道番号          | 12345678         | 水栓番号   | 1234567            |
| メーター<br>関係    | 口径<br>13<br>φ mm | メーカー名 (○をつけてください。)<br>東洋 ・ 日東メーター ・ 愛知 ・ 東光 ・ リコー ・ 金門<br>明治 ・ 柏原 ・ 大阪 ・ ニッポン ・ 阪神 ・ 高畑  | メーター番号<br>20-34567 |
|               |                  |  | 漏水修理完了時の指針<br>9999 |
| 水栓所在地         |                  | 松本市<br>島立1490番地2   |                    |
| 使用者氏名         |                  | 水道 太郎  |                    |
| 修<br>理        | 申込年月日            | 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日  |                    |
|               | 開始年月日            | 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日  |                    |
|               | 完了年月日            | 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日  |                    |
| 漏水箇所          |                  | ① 埋設管 (地下・床下・壁面内)      ② メーター取付部分<br>③ 不凍栓                                      ④ 受水槽<br>⑤ その他<br>具体的に<br>地下、埋設管ソケット部分より漏水のため、<br>新しいものに取り替えました。   |                    |
| 考えられる<br>漏水原因 |                  | ① 老朽腐食                                      ② 地盤沈下<br>③ 電触    ④ 受水槽オーバーフロー<br>⑤ その他<br>具体的に<br>経年劣化によるもの |                    |

上記のとおり修理が完了したことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(工事店名)

水道工業 株式会社

(施工担当者氏名)

工業 太郎

※事務処理記載欄

|    |   |    |    |
|----|---|----|----|
| 受付 | 係 | 係長 | 課長 |
|    |   |    |    |

※届出がありましたので、下記のとおり処理するものです。

- 給水条例施行規程第27条第2項第3号イにより 減免適正
- 給水条例施行規程第27条第2項第3号イにより 減免不適
- 現地調査の結果、水量認定事務要綱第10条により 下水道のみ減免

#### 4 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収の申請について

- (1) 『共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱』  
(P.9～12)

共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収の取扱いは、この要綱の第3条第1号から第7号の要件をすべてを満たしていることが条件です。

また、平成16年に集中検針盤の通信仕様が5ビットから8ビットへと変更され、5ビットメーターが製造中止されているため、8ビットメーターに対応した集中検針盤への切替えが必要となります。

- (2) 『共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収申請書』 (P.13)

計画段階で料金担当にご相談いただき、工事着手前に提出してください。

- (3) 『共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する承諾書』 (P.14)

申請時に必ず添付してください。

- (4) 『共同住宅等の使用者名簿』 (P.15)

- (5) 『管理責任者選任・変更届』 (P.16)

- (6) 『施錠装置付共同住宅等に係る施錠装置の解除方法（解除方法の変更）届』  
(P.17)

オートロック等施錠装置が設置されていない共同住宅は提出不要です。

※上記について不明な点がございましたら、営業課料金担当までお問い合わせください。

○共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱

平成19年3月30日

上下水道局告示第8号

改正 平成22年3月31日上下水道局告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市水道事業給水条例（昭和34年条例第46号）第24条第4項の規定に基づき、共同住宅等における各戸検針並びに水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 配水管から受水槽への注水口までをいう。
- (2) 使用者 共同住宅等に入居し、受水槽以下の給水設備による水道使用者をいう。
- (3) 親メーター 専用給水装置に水道事業並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業の管理者（以下「管理者」という。）が設置した水道メーターをいう。
- (4) 各戸メーター 受水槽以下の給水設備に所有者が設置した使用者ごとの水道メーターをいう。
- (5) 各戸検針 各戸メーターの水道料金等の算出をするためのメーター点検をいう。

(適用要件)

第3条 この要綱は、次に掲げる要件を全て満たす共同住宅等について適用する。

- (1) 建物が3階建以上で、受水槽の設備を設け、独立した生計を営む2世帯以上が主として家事用に使用するものであること。
- (2) 各戸メーターは、計量法（平成4年法律第51号）に適合する水道メーターであること。
- (3) 受水槽以下の給水設備の構造が、管理者が別に定める基準に適合していること。
- (4) 建物の1階に設けた集中検針盤による遠隔測定方式により検針することができ、その近くに使用者全員の集中郵便受箱が設置されていること。
- (5) 各使用者への給水を個別に停止できる構造を備えていること。
- (6) 管理者が検針及び給水停止を行う場合は、必要に応じて各戸メーター設置場所まで立ち入り可能な建物であること。
- (7) 店舗、事務所その他家事用以外の用途部分（以下「店舗等」という。）を併設する場合においては、店舗等の延べ床面積が、建物の延べ床面積の2分の1を上回らないこと。

(申請)

第4条 各戸検針及び水道料金等の各戸徴収の取扱いを受けようとする者は、共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて管理者に申請しなければならない。

（審査等）

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、第3条に定める要件について審査を行い、改善等の必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができるものとする。

（契約の締結）

第6条 管理者は、前条の規定による審査の結果、要件に適合すると認めるときは、給水装置の所有者と別に定める契約書により契約を締結するものとする。ただし、当該共同住宅等が分譲の場合は、受水槽を経由して水道を使用する者の団体（以下「管理組合等」という。）の代表者と契約を締結することができる。

（水道料金等の算出及び徴収等）

第7条 管理者は、前条の規定により各戸検針等を行う契約をした場合には、各使用者が専用給水装置によりメーター口径13ミリメートルの給水契約を締結したものとみなして水道料金等を算出し、徴収する。

（漏水修理の義務）

第8条 所有者、区分所有者、管理組合等（以下「所有者等」という。）は、親メーター以下において漏水があった場合には、管理者の指示に基づき、自らの負担により速やかに修理工事を実施しなければならない。

（親メーターと各戸メーターの差水量にかかる水道料金等）

第9条 管理者は、親メーターの使用水量から各戸メーターの使用水量の総和を差し引いた水量が、親メーターの使用水量の8パーセントを超えたときは、その差水量にかかる水道料金等を所有者等から徴収することができる。

（各戸メーターの取替義務）

第10条 所有者等は、各戸メーターの検定期間満了又は故障等の場合には、管理者の指示に基づき、自らの負担により速やかに各戸メーターの取り替えを行わなければならない。

2 所有者等は、前項の規定に基づき各戸メーターの取替えを行ったときは、各戸メーター取替報告書（様式第2号）により、速やかに管理者に報告しなければならない。

（管理責任者の選任）

第11条 所有者等は、各戸検針等に関する事項を処理するため、管理責任者を選任し、管理責任者選任・変更届（様式第3号）により管理者に届け出なければならない。管理責任者に変更が

あったときも同様とする。

(届出の義務)

第12条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の所有者等に変更があったとき。
- (2) 受水槽以下の給水設備の増設、改造、撤去工事等を行うとき。
- (3) 受水槽・高架水槽等を清掃するとき。

(水道の使用開始、中止の申込み等)

第13条 使用者は、水道の使用を開始するとき、又は中止するときは、管理者に届け出なければならない。

2 所有者等は、前項の規定を使用者に周知徹底しなければならない。

(施錠装置付共同住宅等)

第14条 所有者等は、各戸検針等を受けようとする共同住宅等が、当該共同住宅等の内部と外部が施錠装置の付いた扉等で仕切られているものである場合は、各戸検針及び各戸徴収業務の円滑な運用のため、施錠装置付共同住宅等に係る施錠装置の解除方法（解除方法の変更）届（様式第4号）により管理者に届け出なければならない。施錠装置の解除方法に変更があったときも同様とする。

(所有者等の協力義務)

第15条 所有者等及び管理責任者は、この要綱に定める事項を円滑に処理するために、管理者が必要とする事項に協力しなければならない。

(権利義務の承継)

第16条 第6条の規定による契約締結後において、売買その他の理由によって所有者等に変更があったときは、この契約に基づく権利義務は全て新たな所有者等に承継されるものとし、変更前の所有者等は、新たな所有者等に対して契約内容を引き継がなければならない。

(契約の解除等)

第17条 管理者は、次に掲げる場合には、是正勧告書（様式第5号）により契約の相手方に勧告をし、勧告をしてもなお是正しないときは、契約を解除することができる。

- (1) 当該共同住宅等が第3条に規定する適用要件を満たさなくなったとき。
- (2) 所有者等がこの要綱又は契約に定める義務を履行しないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、所有者等又は使用者に損害が生ずることがあっても、管理者はその責を負わない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に各戸検針及び水道料金等の各戸徴収の取扱いを受けている共同住宅等については、この告示の規定は、適用しない。

附 則 (令和6年3月19日上下水道局告示第18号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱の規定による様式とみなす。

共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）松本市長

（申請者）

住 所 松本市島立1490番地2

氏 名 水道 太郎

松本市水道事業給水条例及び同施行規程並びに共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱が契約の内容となります。同意のうえ、共同住宅等における各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱に基づき、次のとおり各戸メーターによる検針及び徴収の適用を申請します。

|  |            |              |            |                     |  |                                    |          |            |     |      |     |            |
|--|------------|--------------|------------|---------------------|--|------------------------------------|----------|------------|-----|------|-----|------------|
| 共同住宅等  | 所在地        | 松本市島立1490番地2 |            |                     |  |                                    |          |            |     |      |     |            |
|  | 名称<br>(方書) | 水道マンション      |            |                     |  |                                    |          |            |     |      |     |            |
| 構造等  | 棟数         | 1            | 棟          | 店舗等の併設<br>共同使用の給水施設 | 有  | <input type="radio"/> 無            | 各戸完成予定日  | 令和〇年〇〇月〇〇日 |     |      |     |            |
|  | 住宅戸数       | 31           | 戸          |                     | 有  | <input checked="" type="radio"/> 無 | 検査予定日    | 令和〇年〇〇月〇〇日 |     |      |     |            |
|  | 地上階        | 5            | 階          |                     | 有  | <input checked="" type="radio"/> 無 | 使用開始予定日  | 令和〇年〇〇月〇〇日 |     |      |     |            |
| 施工業者（住所・氏名・担当・TEL）                                     |            |              |            |                     | 指定給水装置工事事業者（住所・氏名・担当・TEL）                            |                                    |          |            |     |      |     |            |
| 株式会社 水道建設<br>松本市宮渕本村8-1<br>担当：水道 花子<br>電話：0263-12-3456 |            |              |            |                     | 水道工業 株式会社<br>松本市両島3-1<br>担当：水道 次郎<br>電話：0263-12-7890 |                                    |          |            |     |      |     |            |
| 各戸メーター内訳   | 住 宅 用      |              |            |                     | 店 舗 用  |                                    |          |            | 散水等 | 管理人室 | 集会所 | その他<br>( ) |
|  | 口径         | 戸数           | 口径         | 戸数                  | 口径   | 戸数                                 | 口径       | 戸数         | 口径  | 戸数   | 口径  | 戸数         |
|  | φ          |              | φ          |                     | φ  |                                    | φ        |            | φ   |      | φ   |            |
|  | 13         | 20           | 20         | 10                  |  |                                    |          |            | 13  | 1    |     |            |
| 遠隔装置機器メーカー名  |            |              | 親メータ<br>情報 | 水道<br>番号            | 01234567   | 口径                                 | φ        | 50         | 検査日 |      |     |            |
| 水道機械 株式会社  |            |              |            | 水栓<br>番号            | 0123456  | 番号                                 | 23-34567 | 指針         |     |      |     |            |

|          |         |       |     |        |      |     |           |
|----------|---------|-------|-----|--------|------|-----|-----------|
| 上下水道局処理欄 | 書類審査年月日 | 年 月 日 |     |        | 審査結果 | 適合  | 不適合       |
|          | 備考      |       |     |        |      | 検針月 | 偶数地区 奇数地区 |
|          | 審査担当    | 入 力   | 受 付 | 料金担当係長 | 営業課長 |     |           |
|          |         |       |     |        |      |     |           |

|    |       |
|----|-------|
| 受付 | 年 月 日 |
|    | No.   |

※ 添付書類  
・配管図  
・使用者名簿  
・承諾書

## 共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 松本市長

(申請者)

住 所 松本市島立1490番地2

氏 名 水道 太郎

私は、共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収を申請するにあたり、下記の事項について承諾します。

### 記

- 1 各戸メーターは計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定済みのものとし、同法に基づく8年の有効期間が満了する前に取り替えること
- 2 親メーターの使用水量から各戸メーターの使用水量の総和を差し引いた水量が、親メーターの使用水量の8%を超えたときは、その差水量に係る水道料金等を支払うこと

共同住宅等の使用者名簿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)  
松本市長

|               |                          |              |     |
|---------------|--------------------------|--------------|-----|
| 共同<br>住宅<br>等 | 所在地                      | 松本市島立1490番地2 |     |
|               | 名称<br>(方書)               | 水道マンション      |     |
| 棟・室番号         | ふりがな                     | 水道番号         |     |
|               | 氏名                       | 入居予定日        |     |
|               | (入居者が判明している場合)           | 月            | 日   |
| 101           | まつもと たろう<br>松本 太郎        | 〇〇月          | 〇〇日 |
| 102           | まつもと はなこ<br>松本 花子        | 〇〇月          | 〇〇日 |
|               |                          | 月            | 日   |
|               | (入居者が判明していない場合)          | 月            | 日   |
| 101           | (管理者) or (所有者) or (施工業者) | 月            | 日   |
| 102           | 同上                       | 月            | 日   |
|               |                          | 月            | 日   |
|               |                          | 月            | 日   |
|               |                          | 月            | 日   |
|               |                          | 月            | 日   |
|               |                          | 月            | 日   |
|               |                          | 月            | 日   |

管理責任者選任・変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）松本市長

届出者（所有者等）  
住 所 松本市島立1490番地2

氏 名 水道 太郎

管理責任者を選任（変更）しましたので、次のとおり届け出ます。

|             |              |                                     |
|-------------|--------------|-------------------------------------|
| 所在地         | 松本市島立1490番地2 |                                     |
| 名 称<br>(方書) | 水道マンション      |                                     |
| 管理責任者       | 住所           | 松本市丸の内4番1号                          |
|             | 氏名           | 共同住宅管理 株式会社<br><br>TEL 0263-12-1234 |

備考 この届出書は、給水装置（親メーター）ごとに提出してください。

|    |                             |
|----|-----------------------------|
| 受付 | 年            月            日 |
|    | No.                         |



5 共同住宅の各戸メーターの取替について（注意事項）

- (1) 共同住宅の所有者・管理者から取替依頼を受けた場合、必ず料金担当へ取替予定日を含め報告してください。（検針期間との重複を避けるため）
- (2) 各戸メーター取替報告書は、取替完了後速やかに提出してください。
- (3) 不回転、凍結破損等で1戸のみ取替の場合においても、必ず各戸メーター取替報告書により速やかに取替報告をしてください。
- (4) 取替する各戸メーターには、西暦下2ケタ一部屋番号を付番しメーターに刻印又はテプラ、マジック等で明示してください。  
（メーター取替間違い等を防止するため）

各戸メーター取替報告書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所

氏 名

電 話

所有者・管理者等の住所、氏名、  
電話番号を記入してください。

メーターの検定期間満了・故障により、次のとおり各戸メーターを取り替えましたので、次のとおり報告します。

共同住宅所在地

共同住宅の所在地・名称、取替戸数、  
施工事業者の名称・担当者名・連絡先を記入してください。

取替戸数 戸

共同住宅名

施工事業者

担当者

連絡先

| 室番号 | 新メーター  |      |        |                     |      | 取替年月日 | 旧メーター<br>指針(m <sup>3</sup> ) | 備考 |
|-----|--------|------|--------|---------------------|------|-------|------------------------------|----|
|     | 口径(mm) | メーカー | メーター番号 | 指針(m <sup>3</sup> ) | 検満年月 |       |                              |    |
| 1   |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 2   |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 3   |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 4   |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 5   |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 6   |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 7   |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 8   |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 9   |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 10  |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 11  |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 12  |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 13  |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 14  |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 15  |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 16  |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 17  |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 18  |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 19  |        |      |        |                     |      |       |                              |    |
| 20  |        |      |        |                     |      |       |                              |    |

左から  
 ・部屋番号  
 ・新メーターの口径  
 ・新メーターのメーカー名  
 ・新メーターのメーター番号  
 取替年の西暦下2ケタ+部屋番号  
 例：2026年取替、101号室の場合  
 メーター番号は、26-101  
 ・新メーターの取付指針  
 ・新メーターの検定満了年月  
 ・取替年月日  
 ・旧メーターの引上指針  
 を記入してください。

6 井戸水から水道水への切替工事の申請について

使用水源が井戸水のみから水道水のみへの切替工事を行う場合には、下水道使用料の算出方法が変わる場合があるため、給水装置等工事承認申請書添付書類の「工事内容説明及び確約書」表内「上記以外の説明事項欄」に「井水のみから上水道のみへの切替」と明記してください。

工 事 内 容 説 明 及 び 確 約 書

(宛先) 松本市長

|                     | 給 水 装 置 工 事                                   | 排 水 設 備 工 事  |
|---------------------|---|--------------|
| 使用する主な管種についての説明     |   |              |
| 使用する主な口径についての説明     |   |              |
| 配管方法の説明             |   |              |
| 申請者が維持管理する部分についての説明 |   | トラップますの清掃。   |
| 量水器口径決定根拠についての説明    | 使用水量を考慮した算定方式により、口径は        mmとなる。            |              |
| 量水器ボックスの管理についての説明   | ボックスの位置は、官民界1.0m以内とし、常に点検、検針ができるように維持管理をすること。 |              |
| 上記以外の説明事項           | 井水のみから上水道のみへの切替                               | 雨水を合流させないこと。 |

井水の利用    有        無

上記項目について、申請者に対し維持管理方法等の説明をいたしました。

年    月    日

工事店名

説明者氏名

工事内容、維持管理方法等について、説明者より説明を受けました。

なお、量水器の口径について説明を受け理解しましたが、水圧不足、水量不足等が生じたとしても、口径は        mmで申請いたします。

以上、工事内容を十分理解しました。

年    月    日

申請者 \_\_\_\_\_

処理欄

|       |             |
|-------|-------------|
| 受付年月日 | 年    月    日 |
| 受付番号  | —           |
| 水栓番号  |             |

